平成15年(行ケ)第428号 特許取消決定取消請求事件 口頭弁論終結日 平成16年1月26日

判 ホーチキ株式会社 同訴訟代理人弁護士 倉 禎 男 熊 郎 同 \blacksquare 中 伸 村 玲 子 同 健 同訴訟代理人弁理士 弟子丸 同 渡 徹 邊 今井康夫 被 特許庁長官 同指定代理人 平 上 司 増 Ш 剛 同 大涌 野 同 人 井 同 幸

文 特許庁が異議2001-70273号事件について平成15年8月 1日にした決定のうち、特許第3069245号の請求項1(平成16年1月6日 付け訂正2003-39255号事件の審決確定前のもの)に係る部分を取り消 す。

訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

1 原告は、主文第1項と同旨の判決を求め、主文第1項記載の決定(以下「本件決定」という。)の対象となった、後記訂正前の特許(原告を特許権者とする特許第3069245号。以下「本件特許」という。)の請求項1、2(以下「旧請 求項1,2」という。)につき、特許請求の範囲の減縮を目的とする訂正を認容す る審決(訂正2003-39255号事件)が確定したから、本件決定のうち本件 特許の旧請求項1に係る部分は取り消されるべきである旨述べた。

2 本件特許の旧請求項1,2につき、特許請求の範囲の減縮を目的とする訂正 (この訂正により、旧請求項2は削除された。)を認容する前記訂正審決が確定したことは当事者間に争いがない。そうすると、本件決定のうち旧請求項1に係る部分は、結果として、判断の対象となるべき発明の要旨の認定を誤ったものとなり、 この誤りが本件決定の旧請求項1に係る部分の結論に影響を及ぼすことは明らかで ある。

したがって、本件決定のうち旧請求項1に係る部分は取消しを免れない。 以上によれば、原告の本件請求は理由があるから、これを認容することと し、また、訴訟費用については、本訴の経過にかんがみ、これを原告に負担させる のを相当と認め、主文のとおり判決する。 東京高等裁判所第3民事部

裁判長裁判官 北 山 章 元 罄 裁判官 青 栁 裁判官 水 節 清